特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
新宿区は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
新宿区長

公表日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	新宿区は、地方税法、国民健康保険法（昭和33年法第192号）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）に基づき、以下の事務を行っている。 1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 2. 被保険者に対する被保険者証（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 3. 療養等給付、付加給付に関する事務 4. 療養等給付における一部減額・減免に関する事務 5. 滞納者に対する療養等給付に関する事務 6. 保険料の賦課（計算）に関する事務 7. 保険料の徴収に関する事務
③システムの名称	保険料（税）賦課システム、資格管理システム、給付システム、保険料（税）収納システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム（コミュニケーションサーバー）、電話催告システム（令和6年12月まで）、国保総合システム、国保情報集約システム、住民記録システム、税務情報トータルシステム、医療保険者等向け中間サーバー、統合滞納管理システム（令和7年1月以降）等

2. 特定個人情報ファイル名
（1）国保賦課ファイル （2）国保資格ファイル （3）国保給付ファイル （4）国保収滞納ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9　別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・42,43,44,45 ＜オンライン資格確認＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部医療保険年金課
②所属長の役職名	医療保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484　新宿区歌舞伎町一丁目4番1号　　電話:03-5273-3880(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484　新宿区歌舞伎町一丁目4番1号　　電話:03-5273-3880(直通)
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の以下の留意事項を遵守している。 ・マイナンバーの取得は原則として申請者からの提供としており、個人番号カード又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）との照合により、記載されたマイナンバーを真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	以下のとおり、事務やシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。 ・ユーザ認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の使用の記録、分析（改ざん等の防止に係る対策を含む。）を行っている。

意見募集

改定案	項目	改定案の内容	現行の内容	理由説明	意見の取り込状況
Ⅲ-2-9-2-2-(1)	1 関連機器 (1) 電子カルテ情報ファイルを取り扱う機器 ①機器の概要	医療情報連携ネットワークを通じて情報の連携を行っている。なお、セキュリティ確保されている。	医療情報システム、医用画像管理システム、医用画像ファイリングシステム、PACS、医用画像ビューアシステム、医用画像ビューアシステムにおいて医用画像を表示する。なお、PACSにおいて医用画像を保存する。なお、PACSにおいて医用画像を保存する。なお、PACSにおいて医用画像を保存している。	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(2)	1 関連機器 (2) 電子カルテ情報ファイルを取り扱う機器 ①システム名称	医療情報一元化システム、医療情報連携管理システム、中間サーバー、医用画像管理システム、コミュニケーションサーバー、事務管理支援システム、電話機システム、医療機器システム、放射線システム、検査情報一元化システム	医療情報一元化システム、平成31年2月2日、電話（電子）システム、平成31年2月2日、医用画像管理システム、平成31年2月2日、医用画像ファイリングシステム、平成31年2月2日、PACS、平成31年2月2日、医用画像ビューアシステム、医用画像ビューアシステム、コミュニケーションサーバー、電話機支援システム、事務管理支援システム、医療機器システム、放射線システム、医用画像管理システム、医用画像ファイリングシステム、医用画像ビューアシステム、検査情報一元化システム	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(3)	1 関連機器 (3) 電子カルテ情報ファイルを取り扱う機器 ①システム名称	医用画像保存管理ファイル	「平成31年2月2日」、医用画像管理システム、医用画像ファイリングシステム、医用画像ビューアシステム、医用画像ビューアシステム、医用画像ファイル、医用画像保存管理ファイル	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(4)	1 関連機器 (4) 電子カルテ情報ファイルを作成する機器	1. 事務支援体制（現在要求一の次の通り） 2. 医用画像管理システムにおいて医用画像を保存する。 3. 事務支援体制（第2期〜第3体制）制度等	1. 事務支援体制（現在要求一の次の通り） 2. 医用画像管理システムにおいて医用画像を保存する。 3. 事務支援体制（第2期〜第3体制）制度等	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(5)	1 関連機器 (5) 情報提供ネットワークシステムとの接続機器 ①本サーバ設置	事務支援体制（現在要求二）における情報提供ネットワークシステムとの接続機器（第2期〜第3体制）制度等 1-1-2-3-5-1-17-32-35-57-33-33-39-40-41-42-43-44-45-57-58-59-60-61-62-63-64-65-66-67-68-69-70-71-72-73-74-75-76-77-78-79-80-81-82-83-84-85 （情報提供の連絡）「情報提供者の不適切な利用」の連絡（第2期〜第3体制）に関する連絡の連絡 42-43,44,45	事務支援体制（現在要求二）における情報提供ネットワークシステムとの接続機器（第2期〜第3体制）制度等 1-1,2,3,5,1,17,32,35,57,33,33,39,40,41,42,43,44,45,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85 （情報提供の連絡）「情報提供者の不適切な利用」の連絡（第2期〜第3体制）に関する連絡の連絡 42,43,44,45	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(6)	1 関連機器 (6) 医療機器等機器における医療機器の設置機器	医療機器等機器 ・小児 ・産婦	医療機器等機器 ・ICU ・産	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(7)	2 ハード情報機器設置 1. 対象人数 いつ時点の対象か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(8)	2 ハード情報機器設置 2. 設置場所 どこの時点の場合か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(9)	2 ハード情報機器設置 3. 機器名称 どこの時点の場合か	平成28年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(10)	2 ハード情報機器設置 4. 機器数 どこの時点の場合か	平成28年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(11)	2 ハード情報機器設置 5. 機器名称 いつ時点の場合か	平成28年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(12)	1 関連機器 (7) 医療機器等機器における医療機器の設置機器 ②機器名称	医療機器等機器 ・小児 ・産婦	医療機器等機器	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(13)	2 ハード情報機器設置 1. 対象人数 いつ時点の場合か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(14)	2 ハード情報機器設置 2. 設置場所 どこの時点の場合か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(15)	2 ハード情報機器設置 3. 機器名称 いつ時点の場合か	平成28年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(16)	2 ハード情報機器設置 4. 機器数 いつ時点の場合か	平成28年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(17)	2 ハード情報機器設置 5. 機器名称 いつ時点の場合か	平成28年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(18)	1 関連機器 (8) 電子カルテ情報を個人情報保護評価書の開発		医療情報評価書の作成/開発評価書	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(19)	Ⅲ ハードウェア 2. 情報提供ネットワークシステムとの接続機器 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(20)	Ⅲ ハードウェア 3. 情報提供機器の使用 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(21)	Ⅲ ハードウェア 4. 情報提供機器の使用 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(22)	Ⅲ ハードウェア 5. 情報提供機器の使用 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(23)	Ⅲ ハードウェア 6. 情報提供機器の使用 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(24)	Ⅲ ハードウェア 7. 情報提供ネットワークシステムとの接続機器 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(25)	Ⅲ ハードウェア 8. 情報提供ネットワークシステムとの接続機器 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(26)	Ⅲ ハードウェア 9. 情報提供ネットワークシステムとの接続機器 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(27)	Ⅲ ハードウェア 10. 情報提供ネットワークシステムとの接続機器 ウェブ版のシステムを使用しているものは、ウェブ版のシステムの使用のみ		＋分可あり	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(28)	Ⅲ ハードウェア 11. 通信機器 有線の有無		有線通信	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(29)	Ⅲ ハードウェア 12. 医療事業における機器・設備 医療業務における機器・設備		＋分に行っている	事務	
Ⅲ-2-9-2-2-(30)	1 関連機器 (9) 電子カルテ情報ファイルを取り扱う機器 ①システム名称	医療情報一元化システム、平成31年2月2日、医療情報（第1期）制度システム、平成31年2月2日、医用画像管理システム、平成31年2月2日、医用画像ファイリングシステム、平成31年2月2日、PACS、平成31年2月2日、医用画像ビューアシステム、医用画像ビューアシステム、コミュニケーションサーバー、医用画像ビューアシステム、医用画像ビューアシステム、医用画像ビューアシステム